

久留米市中央卸売市場関連事業者 募集要領

◆はじめに

久留米市中央卸売市場は、卸売市場法に基づき、久留米市が農林水産大臣の許可を得て開設している市場で、青果物（野菜・果実等）及び水産物（鮮魚等）の生鮮食料品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資することを目的としています。

久留米市では、久留米市中央卸売市場の機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者、買出人その他の市場の利用者に便益を提供するため、関連事業者を随時募集します。

1 募集概要

(1) 関連事業者とは

久留米市（開設者）の許可を受けて、市場内施設において当市場の取扱品目以外の食品や食品関係用品の販売等を行う者、又は市場の利用者に便益を提供するため、市場内の施設において業務を営む者をいいます。

(2) 募集する業務の種類例

食料品卸売業、食料品加工又は包装等の請負業、食料品の保管・貯蔵・運搬業、資材・包装用品・雑貨・消耗品等の販売業、理容業その他サービス業 など

(3) 募集区画等

名称 久留米市中央卸売市場（関連棟）

所在地 久留米市諏訪野町 2623 番地 1

区画番号	面積（㎡）	月額使用料（円）	特記事項
1	40	30,800	なし

※詳細は別図をご参照ください。

(4) 主な申請要件

- ・個人又は法人であること
- ・法律上の行為能力を具備していること
(禁治産・準禁治産の宣告、成年被後見人の登記、破産の通知を受けていないこと)
- ・業務を行うために必要な資格、技能、許可を有すること
- ・年齢満 20 歳以上で、3 年以上の業務経験を有すること
- ・50 万円以上の事業資金又は事業資金に繰り入れることが可能な資産を有すること
- ・税の滞納がないこと

2 申請書類等

	法人	個人
関連事業者申請書【第1号様式】	○	○
会社（業務）概要【第2号様式】	○	○
事業実施計画書（任意様式）	○	○
登記事項全部証明書	○	-
市町村が発行する身分証明書 ※法律上の行為能力を具備していることを確認	-	○
役員等調書及び照会承諾書【第3号様式】	○	-
委任状（支店等に参加手続き等の委任を行う場合）	○	-
納税等（滞納なし）証明書	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明

3 審査等

- ・申請があったものについて、審査基準に基づき、関連事業者選定委員会が審査します。
- ・審査は原則書類審査としますが、必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。

4 審査基準

関連事業者申請書（様式1号）及び事業実施計画書（任意様式）について、次の審査項目に基づく内容により評価したうえで採点し、その合計を評価点（100点満点）とします。

No.	審査項目	配点
1	事業内容が市場の活性化に寄与するか。	30
2	市場の利用者の便益が向上する事業内容であるか。	30
3	業務を確実に実施するための人員確保や体制は整っているか	20
4	業務実績は十分であるか。	20
計		100

5 失格事項等

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- ・資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合、又は提出書類に不備があった場合
- ・選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ・評価点が60点を下回った場合
- ・候補者となった者が、通知を受けた日から起算して2週間以内に申請手続き（関連事業者許可申請及び施設使用申請）をしなかった場合

6 留意事項

- ・本要領に定めがない手続き等については、久留米市中央卸売市場業務条例及び同条例施行規則並びに関連事業者許可要領及び許可の取り消し要領によるものとします。
- ・施設を改修する場合には、あらかじめ市の許可が必要です。
- ・光熱水費等（電気、ガス、水道等）は実費負担となります。
- ・別途、駐車場使用料や市場自治会会費等の負担があります。
- ・関連事業者の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金（施設使用料月額の6倍）を預託するものとし、保証金を預託した後でなければ業務を開始できません。
- ・申請者の故意等により、虚偽の申請があった場合には、その許可を取り消します。

7 情報公開及び提供

市は提出された書類等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者へ開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、使用許可決定前において、公正又は適正な候補者選定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とします。

8 お問い合わせ先及び申請場所

久留米市 農政部中央卸売市場

〒830-0037 久留米市諏訪野町2623番地1

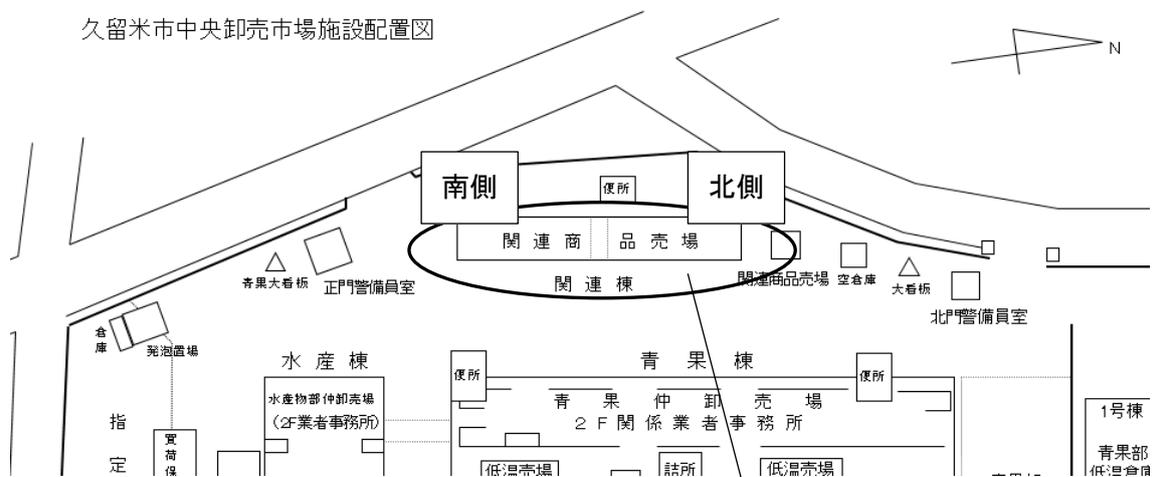
電話：0942-33-4430 FAX：0942-38-0647

メールアドレス：ichiba@city.kurume.lg.jp

※申請書類等は直接持参して下さい。（午前7時30分～午後4時15分、土日祝除く）

※なお、建物内部を確認されたい場合は、前日までにご相談下さい。

【別図①（市場全体図）】



【別図②（募集区画図）】

